

# 静岡県ノルディック・ウォーク連盟会則

## 第1章総則

(名称)

第1条 本連盟は、「静岡県ノルディック・ウォーク連盟」と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、全日本ノルディック・ウォーク連盟に加盟し、県下におけるノルディック・ウォーク普及推進機関として組織し、ノルディック・ウォークに関する活動を精力的に実施することで普及・発展に寄与することを目的とする。

(所在地)

第3条 本連盟の本部は 羽立工業株式会社 内に置く。

(事業)

第4条 本連盟は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 体験会や定期的な教室、講習会等の実施（ノルディック・ウォーク、スノーウォーク）
- (2) 公認指導員の養成
- (3) 公認指導員の普及活動支援
- (4) 普及につながる各種イベントへの参画
- (5) ノルディック・ウォークに関する情報発信（ノルディック・ウォークステーションの設置）
- (6) ノルディック・ウォーク、スノーウォーク大会の企画及び運営

(会員)

第5条 本連盟は、次の各号に定める会員を持って構成する。

- (1) 指導員養成講習会を受講し、公認指導員またはオピニオンリーダーの資格を有する者  
(指導部会員)
- (2) 普及活動に積極的に従事していると理事会で承認した者（賛助会員）
- (3) 本会の目的に賛同し所定の手続きを経て入会した者（一般会員）
- (4) 本会の目的に賛同し本会の事業を援助する団体および法人（団体会員）

(会費)

第6条 会費は、別途規程に定める金額を以って該当させる。既納の参加費はいかなる事由があっても返還しない。

(入会及び退会)

第7条 会員を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入し、参加費を添えて申し込む。

第8条 会員が退会するときは、退会届を提出するものとする。

(会員の義務)

第9条 会員は所定の参加費を納入する義務を有する。

(資格喪失)

第10条 年会費、参加費を1年以上滞納したときには、会員の資格を失う。

(除名)

第11条 会員が本会の名誉を傷付け、または本会の目的に反する行為をしたときは、除名することができる。

## 第2章役員

(役員)

第12条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 理事長1名
- (4) 理事若干名
- (5) 事務局長1名
- (6) 事務局若干名
- (7) 監事1名

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長 本連盟を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故のあるときは、これを代行する。
- (3) 理事長 会長の意を受け、本連盟の業務を総理し、理事会の議長となる。
- (4) 理事 理事会を構成し、本連盟の運営に必要な事項および予算、決算を審議する。
- (5) 事務局長及び事務局 本連盟の議会、運営の事務及び会計を処理する。
- (6) 監事 毎事業年度の会計を監査し、理事会に報告する。

(役員を選任)

第14条 役員は次の方法で選出する。

- 一、会長、副会長は理事会で推薦し、総会の承認を得る。
- 二、理事及び事務局は会長が推薦し、理事会の議を経て、承認される。
- 三、理事長、事務局長は理事会の議を経て、会長が認め、総会の承認を得る。
- 四、監事は会長が推薦をし、総会で承認を得る。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任した役員の仕事は前任者の残存期間とする。

(顧問・学術委員)

第16条 都道府県を唯一代表する県連盟として全日本ノルディック・ウォーク連盟より認定を受けるため、各号に定める顧問及び学術委員を、理事会の同意を得て会長が委託する。

- (1) 全日本ノルディック・ウォーク連盟の本部役員
- (2) 全日本ノルディック・ウォーク連盟の学術委員会に本連盟の代表者として推薦、登録できる学術委員(医学博士もしくは医師)

### 第3章会議

(会議及び集会)

第17条 本連盟は次の会議、集会を開催する。

- 一、総会
- 二、理事会
- 三、その他会長又は理事招集の臨時会議

(総会)

第18条 総会の開催は、各号に定める通りとする。

- (1) 本連盟の総会は原則として毎年5月に会長が招集する。
- (2) 総会では事業報告、次年度の事業計画並びに予算、決算を付議しなければならない。
- (3) 総会は役員の過半数の出席で成立し、議事は出席会員の過半数で決する。

又可否同数のときは、議長が決する。議長は会長がこれにあたる。

(理事会)

第19条 理事会は全理事で構成する。理事会は総会から付託された事項、大会運営に関する事項、その他緊急協議の必要事項等処理するため、必要に応じて理事長が招集する。

議長は理事長がこれに当たり、理事長が欠席した場合は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。理事会の議決は出席理事の過半数によるも、可否同数のときは議長が決する。

### 第4章会計

(会計)

第20条 本連盟の経費は会費、協賛金及びその他の収入をもってあてる。連盟の会費は加盟費と大会参加費を云い、加盟費及び大会参加費は毎年総会で決める。既に収めた会費は過誤納を除き返却しない。

(会計年度)

第21条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(監査)

第22条 会長は、監事による会計監査を受けなければならない。

### 第5章雑則

(施行綱則)

第23条 この会則の施行について必要な事項は、理事会において別に定める。

(会則の改正)

第24条 この会則の改正は、総会の出席者の過半数の賛成を持って改正することができる。

附則

第 25 条 この会則は、平成 23 年 12 月 13 日から施行する。

平成 23 年 12 月 13 日 施行  
平成 24 年 5 月 26 日 一部改正